地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金(補助対象事業の基準)

		確保維持費国庫補助金(補助対象事業の基準) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ᅔᆤᄓᆉᅶᄼ
補放象事業者	補助物象經費	補助対象事業の基準	補助率 
		都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は	
会		維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次の	
		イからチまでの全てに適合するもの。ただし、乗用タク	
		シー事業による運行の場合にあっては、イからトまで	
		及びりの全てに適合するもの。	低廉化
	る一般乗用旅客自	イ 乗合バス事業者若しくは道路運送法第3条第一号ハ	
	動車運送事業(以	に定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下	を受け
	下「乗用タクシー	「乗用タクシー事業者」という。) 又は道路重送去第78条	る乗用
	事業」という。) に	第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者であって、活	タクシ
	ついては、市区町	性化去去定協議会の議論を経て、第17条第1項各号に掲	一事業
	村からの運賃低廉	げる事項を記載した地域公共交通・一に記載されている運	に限り、
	化に対する支援額)	送予定者による運行であること。	上限10
	であって、別表8に	口 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運	0万円と
	定めるところにより	行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49	する。)
	算出される経費	条第一号に定める交通空白地有償運送 (「交通空白地	
		有償運送の登録に関する処理方針について」(令和2	
		年11月27日付け国自旅第316号)1に定める「交通	
		空白地有償運送」をいう。)であって乗合旅客の運送に	
		係るもの若しくは乗用タクシー事業による運行であ	
		ること。(ただし、交通空白地有償運送にあっては、補	
		助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請するこ	
		とを示した上で、道路運送法施行規則第51条の15第	
		三号に規定する協議が調っているものに限る。)	
		ハ 以下の 又は のいずれかの要件を満たすもの。	
		第2編第1章第1節の補助対象地或間幹線系統に接	
		続するフィーダー系統又は補助対象地域間幹線系統	
		に接続する乗用タクシーによる運行であること。た	
		だし、政令指定都市、中核市及び特別区(以下、「政	
		令指定都市等」という。) が専らその運行を支援する	
		もの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の	
		区域内であるものを除く。	
		(附則第17条の規定による「特定被災地域公共	
		交通調査事業」における実証運行を過去に行った	
		運行系統を新たに地域内フィーダー系統として運	
		行する場合は適用しない。また、補助対象期間中に	
		政令指定都市等に指定された場合、次期補助対象年	
l l		PACCE AND STEEL OF SECTION SEC	

度より適用する。)

以下の(1)又は(2)のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。

- (1) 以下に掲げる過疎地域等のいずれかをその 沿線に含む地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続 する乗用タクシーによる運行であること
  - ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第十九号)第2条第1項及び第43条の適用される要件に該当する過疎地域(同法第3条第1項及び第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」同法第41条第1項、第2項及び第3項に基づく「過疎地域とみなされる区域」同法第42条に基づく「過疎地域とみなされる区域」及び同法第44条第4項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。)
  - ・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定され た同項の離島振興対策実施地域
  - ・半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第 1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施 地域
  - ・山村振興法 (昭和40年法律第64号)第7条第 1項の規定に基づき指定された振興山村
  - ・奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規 定する小笠原諸島に属する島
- ・沖縄振興特別措置法第3条第一号に規定する沖縄 県の区域
- (2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、 鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地 その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指 定する地域の住民等の移動確保のための地域間交 通ネットワークに接続するフィーダー系統である こと。
- 二 当該運行系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」(「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国

土交通省としての考え方について」(令和2年11月27日付け国自旅第315号)別添2)なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや地域公共交通計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。

ホ 以下の から のいずれかに該当するもの。

当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの (附則第17条の規定による「特定被災地域公共 交通調査事業」における実証運行を過去に行った 運行系統を新たに地域内フィーダー系統として運 行する場合は新たに運行を開始するものとみな す。)

既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に 基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの

前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの(第16条第2項及び同条第3項の規定による補助対象事業の基準の特例によるものを除く。)

- へ 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経 常収益が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達 していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収 益が経常費用を超えた運行系統を除く。
- ト 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き 運行されるものであること。(補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)
- チ 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの(路線不定期運行、区域運行(自家用有償旅客運送にあっては路線を定めて不定期に行う運送及び路線を定めず行う運送)乗用タクシー事業による運行及び附則第17条の規定による「特定被災地域公共交通調査事業」における実証運行を過去に行った運行系統であって新たに地域内フィーダー系統として運行する場合を除く。)

輸送人員 ÷ 運行回数

リ 過去に乗合バス事業等により乗合旅客の運送を 行っていた地域であって、乗用タクシー以外での輸送

が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた	
地域内の運行であること。	

(注)

- 1.「フィーダー系統」とは、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する運行系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
- 2.「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び 国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村(ただし、 平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計 画運行回数が3回以上のものとする。